

令和2年度 佐井村職員採用試験(中級・社会人枠・初級)のお知らせ

1 試験区分、職種、採用予定人員及び採用予定年月日

試験区分	職種	採用予定人員	採用予定年月日
中級	保健師	1名	令和 3年 4月 1日
社会人枠	行政	1名	
初級	一般	1名	

※広報さい5月号で募集しました職員採用試験(上級)については、残念ながら申し込みがありませんでしたので、職員採用試験(中級・社会人枠・初級)を上記のとおり募集します。

2 受験資格

試験区分	受験資格
中級 (保健師)	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方または今年度中に取得見込みの方。 ただし、日本国籍のない方、地方公務員法第16条に該当する方は受験できません。
社会人枠 (行政)	昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方で、高等学校以上を卒業し、令和2年7月1日時点において民間企業等における職務経験を5年以上有する方。 ただし、日本国籍のない方、地方公務員法第16条に該当する方は受験できません。 ・「民間企業等における職務経験」には、民間企業のほか、国、地方公共団体、各種法人、各種団体等の勤務経験が該当する。 ・「5年以上」とは、民間企業等で週30時間以上の勤務を1年以上継続し、これらの経験が通算で5年以上であることを要する。(同時期に複数の企業等に勤務していた場合は、いずれか一方の勤務時間のみを職務経験とする)
初級 (一般)	平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で、高等学校を卒業または令和3年3月31日までに卒業見込みの方。 ただし、日本国籍のない方、地方公務員法第16条に該当する方は受験できません。

3 申込受付期間等

申込受付期間等	<u>令和2年7月6日(月) ~ 令和2年7月31日(金)</u> (持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時15分 ~ 午後5時) ※郵送の場合は、7月31日の消印まで受付します。
申込等請求・提出先	〒039-4711 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地 佐井村役場 総務課 まで

4 試験日等

試験種別	試験日	試験実施場所	合否発表の時期と方法
第1次試験	9月20日(日)	青森市内 (場所は後日通知)	10月上旬に受験者全員に合否を郵送で通知
第2次試験	10月下旬	佐井村役場	11月上旬に受験者全員に合否を郵送で通知

5 試験方法等

試験区分	試験種別	試験区分	内容
中級 (保健師)	第1次試験	教養試験・専門試験 適性検査	・教養試験（40題・2時間） ・専門試験（30題・1時間30分） ・事務適性検査等
	第2次試験	作文・面接	・文章表現力、思考力等の評価（1時間） ・個人面接
社会人枠 (行政)	第1次試験	社会人基礎試験 適性検査	・職務基礎能力試験（75題・1時間30分） ・職務適性検査等
	第2次試験	作文・面接	・文章表現力、思考力等の評価（1時間） ・個人面接
初級 (一般)	第1次試験	教養試験・専門試験 適性検査	・教養試験（40題・2時間） ・事務適性検査等
	第2次試験	作文・面接	・文章表現力、思考力等の評価（1時間） ・個人面接

6 受験申込方法等

申込方法	<p>受験申込書を自筆で記入し、総務課まで提出してください。 なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。</p>
提出書類	<p>① 受験申込書 （総務課に用紙があります。また、村ホームページからもダウンロードできます。） ホームページURL：http://www.vill.sai.lg.jp ・郵送で請求する場合は、返信用封筒（角2封筒に120円切手を貼付し、返信先の住所・氏名を明記）を同封し、総務課に請求してください。</p> <p>② 最終学校卒業証明書（卒業見込み証明書）</p> <p>③ 最終学校成績証明書</p> <p>④ 前歴証明書または在籍していた期間がわかる書類（源泉徴収票等） ※社会人枠応募者のみ</p> <p>⑤ 保健師免許の写し（取得見込みの方除く） ※中級保健師応募者のみ</p> <p>⑥ 戸籍抄本</p> <p>⑦ 健康診断書（受験申込以前6ヶ月以内に検査したもの）</p> <p>⑧ 顔写真（受験申込書添付の他に）2枚「縦4cm×横3cm」</p>

7 給与・勤務時間等

給与	<p>初任給 ・中級保健師 200,700円程度（短期大学新卒者の場合） ・社会人枠行政 150,600円以上 ・初級一般 150,600円程度（高等学校新卒者の場合）</p> <p>*採用者に職歴等がある場合は一定の基準により、加算されることがあります。 *昇給は原則として年1回行います。</p>
勤務時間 休暇等	<p>勤務時間は午前8時15分から午後5時までで、毎週土・日曜日、祝日、年末年始が休日となっています。</p> <p>有給休暇は年間20日（4月採用は初年15日）で、残日数は20日を限度に繰越できます。</p>

8 採用等

※ 受験資格にある学校を卒業できない場合、または免許取得見込みで合格した方が令和3年3月までに実施される国家試験に合格できなかった場合は、採用を取り消します。

9 お問い合わせ

佐井村役場 総務課 担当：宮川、木下、鹿嶋

☎0175-38-2111（内線11～13）